



2008年11月30日

いま起きつつあること…



麻生太郎首相は就任直後に、ニューヨークの国連本部で記者団の質問に答えて、重大発言をしました。「集団的自衛権」の行使を禁じた政府の憲法解釈について、「基本的に変えるべきものだ」とずっと言っている」と述べたのです。

『集団的自衛権』とは?

「集団的自衛権」とは、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃に、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、

らず、一緒に反撃したり、あるいは代わりに反撃したり、攻撃行為に参加することのできる権利のことをいいます。つまり「集団的自衛」とは、もっぱら「他国のために」行う「防衛」行動であるわけです。

では、「他国」とはこの国のことでしょうか？ いま現在では、言うまでもなく安保条約を結んでいる米国を指します。集団的自衛権が認められれば、米国と日本が一体になった戦争が可能になるわけです。

憲法は集団的自衛権を認めている？

憲法9条では、「戦争の放棄」が謳われており、戦力の保持を禁じています。また憲法の前文では、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍を起してはならない」とする決意をあらわしています。これは、

武力によつて国際紛争を解決するのではなく、外交や日本独自の国際貢献によつて、新しい平和の道を開くことを憲法で宣言しているのだと思います。

しかし、政府の見解では、自国が攻められたときに武力行使をする権利（「個別的自衛権」と言います）を認めています。

それでも政府は、「集団的自衛権」については「憲法上許されない」との見解を示しています。いまの憲法のもとでは、武力行使が許されるのは「わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られる」としているので、そこから大きくはずれてしまうからです。

憲法の解釈を変えようとする動き

それにもかかわらず、集団的自衛権を使えるようにしようとする動きが強まっています。

途中で政権を放り出した安倍晋三氏は、首相だった2007年4月に、集団的自衛権を研究する「有識者懇談会」を設置しました。これは、

憲法の解釈を工夫して、いまの憲法のもとでも集団的自衛権を使えるようにすることをめざした動きと見ることでできます。

冒頭に紹介した麻生首相の発言も、同じ立場を示していると考えられます。

憲法をつくり変えてでも！

また一方では、憲法をつくり変えて、集団的自衛権を使えるようにしてしまおうという動きもあります。

憲法の制約そのものはずすために自民党は、2005年に「新憲法草案」を発表しました。



2008年11月30日

いま起きつつあること…

現憲法の9条2項には、「陸海空軍のその他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」とあります。

「新憲法草案」ではこれを全文削除し、「自衛軍の保持と、国際平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び緊急事態における公の秩序維持などに向けて、自衛軍の活動が行える」としています。

「この改憲案が実現すると米軍と共に武力を行使する、テロリストを排除する」という日本の姿が浮かんでくる」という、2005年当時の月刊誌のインタビューに対して、当時の安倍自民党幹事長は、「それが可能になるといふことで」と率直に答えています。

「自衛隊の海外出動を為さざる」との決議

1954年6月2日「自衛隊法」が成立した時、付帯

決議として「自衛隊の海外出動を為さざる」との決議が参議院においてなされました。

「我が国の場合には、自衛とは海外に出動しないということとでなければなりません。いかなる場合においても一度この制約を超えるると際限もなく遠い外国に出動することになることは先般の太平洋戦争の経験で明白であります。…：憲法9条の存する限り、この制限を破つてはならない」と決議したのです。

日本の軍隊が外国へ出ていく、この一歩が多くの悲劇を招いたことを歴史は語っています。

しかし、日本はこの制約を破つてイラクに自衛隊を派兵しました。この戦争のために多くの罪のない市民が殺されています。

◆ 私たちが憲法9条の理念を

大切にしなければ、この地球上から戦禍が止むことはありません。一緒に戦争するのはなく、共に平和を創り出して歩む者となりたいたいものです。

「裁判員制度」について

先日、2009年5月21日から始まる裁判員制度にむけて、最高裁判所が「裁判員候補者名簿記載通知書」なるものを発送したと報じられました。

裁判員制度について、最近ではテレビのCMでもよく観るようになりました。

しかし、私たちが必ずしもこの裁判員制度について認識し、理解しているわけではありません。

神学・社会委員会では、『知る、考える 裁判員制度』（竹田昌弘著、岩波ブックレット）を中心に読み、学びを始めました。

まだ学び始めたばかりですが、裁判

員制度は構造改革という名の新自由主義統治戦略の一環として計画されたものという指摘もあり、諸手を挙げて歓迎できる制度とは言えなそうです。

また当然、「死刑」判決にかかわる可能性もあります。裁判員として知れた情報を他者に話してはならない守秘義務が課せられ、場合によっては心理的な負担も相当なものになる可能性もあります。

有権者であればだれでも候補になる可能性がある制度ですから、私たちの課題として受け止め、今後、学びの成果を分かち合っていきたいと考えています。